

## セーブ・ザ・チルドレンからのお願い

～子どもたちの安全を守るための「子どもの保護に関する行動規範」について～

2013年8月

### 関係各位

セーブ・ザ・チルドレンは、約 120 カ国で子ども支援を実施する非政府組織として、活動内で子どもたちに接するすべての職員・関係者に対し「子どもの保護に関する行動規範」への遵守をお願いしております。これは世界のどんな場所でも起こり得る、子どもたちを巻き込む事件や事故を事前に防ぐための、予防的努力として、世界 15,000 人以上のセーブ・ザ・チルドレンの理事・職員・ボランティア、及び、子どもの成長を共に支える行政や地域社会のみなさんと共に確認させて頂いている規範です。

ご多忙の折、恐縮ではございますが、ぜひ活動前に、裏面の「子どもの保護に関する行動規範」に目を通していただき、別紙の「誓約書」へご署名を添え、セーブ・ザ・チルドレンまでご提出を頂きますようお願い申し上げます。子どもたちの安全を守るための努力をご一緒にさせて頂きたく、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

尚、「行動規範」に関するお問い合わせは下記のセーブ・ザ・チルドレン・ジャパン内「子どもの保護」担当までご連絡ください。

末筆になりましたが、被災地の子どもたちや多くの関係者のみなさまと連携し、よりよい子ども支援のため精一杯尽力してまいります。

改めまして、どうぞよろしくお願い申し上げます。

公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン  
東日本大震災復興支援事業部  
部長 小出 拓己

### ■お問い合わせ先■

公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン  
(団体HP) <http://www.savechildren.or.jp/>  
(東京本部) 〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-8-4 山田ビル 4F  
TEL: 03-6859-6869/FAX: 03-6859-0069

### セーブ・ザ・チルドレンとは

セーブ・ザ・チルドレンは、すべての子どもたちにとって、生きる・育つ・守られる・参加する「子どもの権利」が実現されている世界を目指し、世界約 120 カ国で活動を展開する国連公認の国際子ども支援 NGO です。今回の東日本大震災をうけ、3月14日に仙台に入り、被災した子どもや家族が日常性を回復できるよう、福島県・宮城県・岩手県にて、最長5年間の緊急支援活動を実施・計画しています。

＜子どもの保護に関する行動規範＞  
(本人控)

すべての関係者に、以下の行為は許されません。

- ・ 子どもを殴るなど、暴力によって、身体的に傷つけ虐待する
- ・ 子どもにわいせつな行為をすること、またはわいせつな行為をさせる
- ・ 虐待と疑われる扱いをしたり、虐待を誘発しかねない状況に子どもを置いたりする
- ・ 攻撃的な言葉を使う、もしくはそれらの行為をほのめかす
- ・ 自宅など他者の目が届かない状況で子どもと長期間過ごす
- ・ 子ども(たち)が不快に感じる、また、不自然に思われる身体的接触をする
- ・ 子どもが自分でできる身の回りの個人的なことを不必要に手伝う
- ・ 子どもの違法もしくは危険で虐待的な行為を見過ごしたり、もしくはそれに加担したりする
- ・ 子どもを侮辱し、自尊心を傷つけ、感情的に虐待する
- ・ 特定の子どもの差別的に扱ったり、えこひいきしたりする
- ・ 活動で接した子どもの個人的な連絡先を聞き、活動以外の場でその子どもと連絡をとる

セーブ・ザ・チルドレンの関係者は、子どもと接する際に以下の点に留意する必要があります。

- ・ 児童虐待を疑われる状況を回避する方法を理解する
- ・ 児童虐待を疑われるリスクを最小限にとどめるため、業務や業務場所を想定・管理する
- ・ 他者の目が届かない‘密室’で子ども(たち)と接する状況を極力避ける
- ・ いかなる問題提起や懸念の報告も躊躇させないようなオープンな環境をつくる
- ・ 不適切な行為や虐待を疑われる行為が見逃されないように、各職員が自覚を持つ
- ・ 職員や関係者との接触に当たって問題があった場合に、子どもが被害を訴えやすい環境をつくる
- ・ 子どもの権利、また適切な行為/不適切な行為との判断など、被害に遭った場合の対処法について、子どもたちに十分な知識と意識を育てる

基本的な考え方として、以下は不適切な行為と捉えられます

- ・ 他者の目の届かないところで、子ども(たち)と長時間過ごす
- ・ 自宅に子どもたちを連れ込むこと、特に他者の目が届かない状況で子どもと接する

以上

別紙の誓約書へご署名いただき、セーブ・ザ・チルドレンへのご提出をお願いします。

※規範に関するお問い合わせや子ども保護に関するご心配等がある場合、下記までご連絡下さい。

公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン  
子どもの保護担当： 森 郁子  
03-6859-6869/ [mori@savechildren.or.jp](mailto:mori@savechildren.or.jp)

誓約書

(提出用)

わたくしは、「南相馬市学童保育サポート『夏期出前講座』」において、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの「子どもの保護に関する行動規範」を遵守し、行動することを誓約します。

＜子どもの保護に関する行動規範＞

すべての関係者に、以下の行為は許されません。

- ・ 子どもを殴るなど、暴力によって、身体的に傷つけ虐待する
- ・ 子どもにわいせつな行為をすること、またはわいせつな行為をさせる
- ・ 虐待と疑われる扱いをしたり、虐待を誘発しかねない状況に子どもを置いたりする
- ・ 攻撃的な言葉を使う、もしくはそれらの行為をほのめかす
- ・ 自宅など他者の目が届かない状況で子どもと長期間過ごす



- ・ 子ども(たち)が不快に感じる、また、不自然に思われる身体的接触をする
  - ・ 子どもが自分でできる身の回りの個人的なことを不必要に手伝う
  - ・ 子どもの違法もしくは危険で虐待的な行為を見過ごしたり、もしくはそれに加担したりする
  - ・ 子どもを侮辱し、自尊心を傷つけ、感情的に虐待する
  - ・ 特定の子どもを差別的に扱ったり、えこひいきしたりする
  - ・ 活動で接した子どもの個人的な連絡先を聞き、活動以外の場でその子どもと連絡をとる
- セーブ・ザ・チルドレンの関係者は、子どもと接する際に以下の点に留意する必要があります。

- ・ 児童虐待を疑われる状況を回避する方法を理解する
- ・ 児童虐待を疑われるリスクを最小限にとどめるため、業務や業務場所を想定・管理する
- ・ 他者の目が届かない‘密室’で子ども(たち)と接する状況を極力避ける
- ・ いかなる問題提起や懸念の報告も躊躇させないようなオープンな環境をつくる
- ・ 不適切な行為や虐待を疑われる行為が見逃されないように、各職員が自覚を持つ
- ・ 職員や関係者との接触に当たって問題があった場合に、子どもが被害を訴えやすい環境をつくる
- ・ 子どもの権利、また適切な行為/不適切な行為との判断など、被害に遭った場合の対処法について、子どもたちに十分な知識と意識を育てる

基本的な考え方として、以下は不適切な行為と捉えられます

- ・ 他者の目の届かないところで、子ども(たち)と長時間過ごす
- ・ 自宅に子どもたちを連れ込むこと、特に他者の目が届かない状況で子どもと接する

以上、「子どもの保護に関する方針」を熟読し理解しました。

団体名：

氏名：

記入日：平成 25年 月 日